

平成25年度 入札契約制度の見直し概要 参考資料

参考資料1	公契約大綱	…	1
参考資料2	調査基準価格制度及び最低制限価格制度の見直し	…	6
参考資料3	労務及び資材単価の動向と予定価格の適正な算定	…	7
参考資料4	公共工事設計労務単価・設計業務等技術者単価の 改定及び特例措置	…	8
参考資料5	技術者の専任を要する工事における入札への 参加制限の緩和	…	9
参考資料6	合冊入札における技術者等の配置に係る運用	…	10
参考資料7	フレックス工期導入による技術者等配置の緩和	…	11
参考資料8	社会保険未加入対策	…	12
参考資料9	地域維持業務(小修繕工事及び除雪等業務委託)の 評価制度の導入	…	13
参考資料10	地域活性型総合評価方式の適用範囲拡大	…	14

公契約大綱

はじめに

京都府は、公契約の発注者としての立場から、「公正な競争」、「地域経済への配慮」、「安心・安全の確保」のバランスがとれた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に応じていく必要があります。

この公契約大綱は、そうした観点に立ち、公契約の基本理念とともに、発注者として主体的に取り組む具体的な内容を、府民の皆さんに分かりやすく示すものです。

これまでの京都府における入札制度改革の経緯を踏まえ、今回は、建設工事を中心として、具体的な取組を取りまとめました。

今後、社会経済情勢に即応して、柔軟に、かつ、迅速に見直していくこととしています。

(注)この大綱において「公契約」とは、京都府の代金支払いの原因となる府が締結する契約とします。

I 目 的

この大綱に基づき、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与します。

II 基本方針

公正な競争の下で公共調達を行い、地域経済の活性化や府民の安心・安全の確保を実現するため、次の事項を公契約の基本とします。

- ◇公正な競争並びに品質及び価格の適正の確保
- ◇入札及び契約の過程における透明性及びコンプライアンスの確保
- ◇談合その他の不正行為の排除
- ◇地域における雇用及び地域経済に与える効果への配慮
- ◇災害発生時における初期対応など地域の安心・安全の確保
- ◇技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価
- ◇公契約からの暴力団排除の徹底
- ◇建設工事の技術力、施工能力を有しない不良不適格業者の排除
- ◇事業活動における社会貢献の促進

III 府が取り組むべき内容

上記IIの基本方針に基づいて、公契約の適正化を図るため次の取組を進めます。
なお、具体的な取組は別紙のとおりです。

1 健全な競争環境の確保

- ◆一般競争入札を基本に公正で透明な入札を実施します。
- ◆情報の漏えい防止など万全のコンプライアンス対策を実施します。
- ◆談合その他の不正行為を厳しく排除します。
- ◆最低制限価格算定基準の適切な見直しなどにより、行き過ぎた低価格競争（ダンピング）への対応を強化します。

2 地域経済の発展と優良な企業の育成の促進

- ◆府内企業（府内に本店を置く企業）への発注を原則とします。例外的に府外企業に入札参加を認める場合は、その理由について説明責任を果たします。
- ◆技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業を評価し、育成します。
- ◆災害対応などで地域の安心・安全に貢献する企業を優先する入札方式を実施します。
- ◆入札執行残分を地域の事業に還元します。
- ◆京都府暴力団排除条例に基づき公契約から暴力団排除を徹底します。
- ◆建設工事の入札参加資格審査から工事完成までのプロセスにおいて、不良不適格業者を排除します。

3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

- ◆労働関係法令等の遵守を徹底します。
- ◆元請下請関係の適正化を推進するとともに、実効性を確保するための措置を講じます。
- ◆重層的な下請構造を改善します。

4 事業活動における社会貢献の確保

- ◆障害者雇用など社会貢献に積極的な企業を評価します。
- ◆環境負荷の低減に積極的な企業を評価します。

IV 公契約の相手方に求める内容

上記Ⅱの基本方針を踏まえ、関係法令の遵守の下で、公正な競争及び契約の誠実な履行を行うとともに、次の事項について重点的に取り組むよう求めます。

1 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

- ◆労働関係法令等の遵守の徹底を求めます。
- ◆元請下請関係適正化指針の遵守を求めます。
 - ・施工体系図等の提出及び再下請負人等への指導の徹底
 - ・不適正事案における調査への協力
 - ・下請重層化の抑制

2 事業活動における社会貢献の実施

- ◆障害者の雇用促進及び障害者等が働きやすい職場環境づくりを求めます。
- ◆防災等の地域の安心・安全活動への参加と協働を求めます。
- ◆事業活動に伴う環境負荷の低減を求めます。

V 評価・検証による改善

本大綱の取組については、第三者委員会による評価・検証を行いながら、PDCAサイクルを実施し、社会経済情勢に応じ、柔軟に、かつ、迅速に見直しを行っていくこととします。

【別紙】

1 健全な競争環境を確保する取組

(1) 透明性、公平性、競争性を確保する取組

- 一般競争入札を基本とし、予定価格1,000万円未満の建設工事は、原則指名競争入札とする。
- 建設工事の一般競争入札では、応札可能者数が概ね30者以上となるよう入札参加資格要件を定める。
- 建設工事の指名競争入札では、概ね20者を指名し、指名理由を公表する。
- 入札事務を発注組織から分離するとともに、公契約の適正化、入札契約制度の運用管理の一元化を段階的に実施する。
- 建設工事について電子入札を全面的に実施する。

(2) コンプライアンス対策の取組

- 情報漏えいの未然防止のための取組を行う。
 - ・「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」を定め、発注担当職員と事業者等との接触を制限する。(業務上必要な場合を除き接触を禁止、業務上必要な場合も決められた場所以外での接触を禁止、業務上の打合せ等は原則複数職員で対応し記録)
 - ・発注担当職員以外の入札情報(設計額、予定価格等)へのアクセスを制限する。
 - ・決裁ルートを必要最小限とする。
 - ・最低制限価格の算定において補正係数を導入する。
 - ・「建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱」を定め、問い合わせ内容について記録し、所属長への報告を義務付ける。(非公開情報の不正な聞き出し等は入札コンプライアンス管理指導者に報告)
 - ・非公開情報の不正な聞き出し等については公表し、当事者を指名停止措置とする。
 - ・電話録音機を導入する。
- 組織的な管理運営を行い、高いコンプライアンス意識を醸成する。
 - ・建設工事の各発注所属に入札コンプライアンス管理指導チームを設置し、接触制限などの取組の実施状況を点検し、職員指導を徹底する。
 - ・各部局に入札コンプライアンス管理指導者(発注に係る決裁に関わらない者から選任)を設置する。
 - ・高いコンプライアンス意識を持った組織づくりを行う。(管理指導チームによる職員指導、階層別入札契約担当者向けの研修実施、コンプライアンス相談員や内部通報制度の活用)
- 不正事案に対する厳罰化(ペナルティ強化)を図る。
 - ・贈賄、談合及び非公開情報の不正な聞き出し等に対しては、指名停止期間を大幅に延長する。(最大36箇月)
 - ・懲戒処分の対象となる行為を明確化する。

(3) ダンピング対策の取組

- 公募型プロポーザル方式や公募型コンペ方式を活用する。
- 最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式に現場状況を反映させた最低制限価格算定基準を採用する。
- 建設工事の積算内訳書チェックを厳格化する。
- 建設工事の総合評価競争入札の一部で予定価格の事後公表を試行する。
- 建設工事の低入札価格調査制度を検証し、見直す。
 - ・低入札調査基準価格を下回った場合は、厳格な調査を実施し、その結果を踏まえ制度の見直しを検討する。

2 地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組

(1) 府内企業への発注の徹底

- 地域経済に配慮し、施工できる企業が府内にないか、極めて少数の場合を除き、原則として府内企業に発注する運用を徹底する。例外的に府外企業の入札参加を認める工事は、別途第三者委員会でチェックし公表する。
 - ・WTO案件や特殊・専門工事で施工できる企業が府内に無いか、極めて少数なことが客観的に明確なもの（第三者委員会で該当工事の類型を事前に審査）については、実施状況を第三者委員会へ報告する。
 - ・上記以外で、府外企業の参加を認めようとする場合は、第三者委員会で審査する。
- 下請負先を府内企業とするよう要請し、府内企業の下請比率に応じた工事成績評価を実施する。
- 府外企業への下請負については、理由書を徴取する。

(2) 技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価

- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。
- 優良な企業にインセンティブが働く等級区分及び発注標準を設定する。
- 特に府民生活に身近な工事については、地域に精通した企業による入札を試行する。（応札可能者数が不足する場合は上位ランク企業を参加可能にし競争性を確保）

(3) 総合評価競争入札の活用

- 地域貢献の評価項目を充実し、評価点を細分化する。
- 同価の場合に災害対応等で地域貢献する企業を優先する入札方式を試行する。

(4) 事業費の入札執行残分の有効活用

- 建設工事の事業費について入札執行残分を地域の事業に還元する。

(5) 暴力団や不良不適格業者の排除

- 下請負契約等も対象として、公契約から暴力団排除を徹底する。
- 立入調査や現場点検などの厳格な実施により、不良不適格業者を排除する。

3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保する取組

(1) 元請下請関係の適正化

- 労働関係法令等の遵守を契約（下請契約を含む）に明記する。
- 「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」を定め、その遵守を契約で義務化する。
 - ・発注所属毎に契約遵守窓口を開設する。
 - ・全ての工事で施工体系図と下請契約書の写しの提出を求める。
 - ・正当な理由なく府の指示に従わない場合は、契約の解除、指名停止等の措置を講じる。
 - ・関係機関（関係法令の処分権限者）との連携を強化する。

(2) 重層的な下請構造の改善

- 特殊で専門的な工事を除き、下請負は、土木工事で2次まで、建築工事で3次までとすることを義務化する。
 - ・重層化する場合は、理由書及び労働者の賃金水準や下請けの内容が適正であることが分かる書類の提出を求め、法令遵守の徹底を図る。

4 事業活動における社会貢献を確保する取組

(1) 障害者雇用等に積極的な企業の評価

- 障害者雇用、消防団への協力、ワーク・ライフ・バランスへの取組など地域貢献を行う企業から物品を優先調達する。
- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。

(2) 環境負荷の低減に積極的な企業の評価

- グリーン入札（環境配慮企業からの物品の優先調達）を推進する。
- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。

調査基準価格

現 行				改 正 後			
旧	H23.12改正			新	H25.5改正		
直接工事費	×	0.95	合計 × 1.05	直接工事費	×	0.95	合計 × 1.05
共通仮設費	×	0.90		共通仮設費	×	0.90	
現場管理費	×	0.80		現場管理費	×	0.80	
一般管理費等	×	0.30		一般管理費等	×	0.55	

- 中央公契連モデルの改正に準拠し低入札価格調査基準価格の算定式を改正
- 一般管理費等に乘じる数値を0.30から0.55に改正
- 範囲については改正なし(予定価格の7.0/10~9.0/10)

平成25年5月22日以降に入札公告又は入札通知を行うものについて適用

最低制限価格

現行(参考値)					改正後(参考値)				
旧	H23.12改正				新	H25.5改正			
直接工事費	×	0.95			直接工事費	×	0.95		
共通仮設費	×	0.90			共通仮設費	×	0.90		
現場管理費	×	0.80	×	α	現場管理費	×	0.80	×	α
一般管理費等	×	0.30			一般管理費等	×	0.55		
合計 × 1.05					合計 × 1.05				

- 最低制限価格の算定に際し、現場管理費については、現場条件を考慮して算出した補正係数 α を乗じて算定
 - 補正係数 α は概ね0.94~1.06程度の間で変動
 - 補正係数 α の設定に関しては、現場条件として履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して決定
- 算定された値を参考に最低制限価格を設定

平成25年5月22日以降に入札公告又は入札通知を行うものについて適用

労務及び資材単価の動向と予定価格の適正な算定について

平成25年4月26日

建設交通部

1 労務資材単価の状況

(1) 労務単価

・公共事業労務費調査の結果、前年比京都府平均12.1%(全国平均15%)上昇。

職種	H25単価	H24単価	上昇率
特殊作業員	17,800円	16,200円	9.9%
普通作業員	15,000円	13,100円	14.5%
鉄筋工	18,000円	16,200円	11.1%
一般運転手	15,400円	14,000円	10.0%
型わく工	19,000円	16,500円	15.2%
交通誘導員	9,500円	8,400円	13.1%

(2) 資材単価

・平成24年10月以降の市中単価は、鉄筋:約15%、型枠:約14%、軽油:約8%上昇。

資材	H25.4単価	H24.10単価	上昇率
鉄筋	60,500円/t	52,500円/t	15.2%
型枠	1,065円/枚	935円/枚	13.9%
軽油	123円/リットル	114円/リットル	7.9%

※京都府北部、南部単価の平均価格を記載

2 予定価格の適正な算定に向けた対応

(1) 設計労務単価改訂

- ・公共事業労務費調査結果を踏まえ設計単価改訂済。
- ・5月1日以降の入札公告から新単価を適用。
- ・旧単価適用工事についても、4月1日以降の契約分については、契約変更の特例措置を実施。

(2) 設計資材単価改訂

- ・国の設計資材単価及び最新の物価資料により設計単価改訂済。
- ・5月1日以降の入札公告から新単価を適用。
- ・主要資材については、引き続き価格変動を注視し、必要に応じて設計単価を改訂。
- ・契約済工事における今後の資材単価変動には、単品スライド条項の適用により対応。

公共工事設計労務単価・設計業務等技術者単価の改定及び特例措置について

国において2月から適用する設計労務単価等が公表されたところであり、府発注工事及び業務委託についても、平成26年2月1日から適用します。

1 単価改定の概要

(1)趣旨

最近の技能労働者等の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、例年の4月改定を前倒して2月に実施

(2)公共工事設計労務単価改定状況

全51職種で単価改定、京都府の平均上昇率は6.2%(全国平均7.1%)

職種	H25単価	新単価	上昇率
特殊作業員	17,800円	18,300円	2.8%
普通作業員	15,000円	16,100円	7.3%
とび工	18,900円	20,100円	6.3%
鉄筋工	18,000円	19,100円	6.1%
特殊運転手	17,500円	18,000円	2.9%
型わく工	19,000円	20,200円	6.3%
大工	18,200円	19,300円	6.0%
交通誘導警備員	9,500円	10,400円	9.5%

(3)設計業務等技術者単価改定状況

全18職種で単価改定、平均上昇率は4.7%

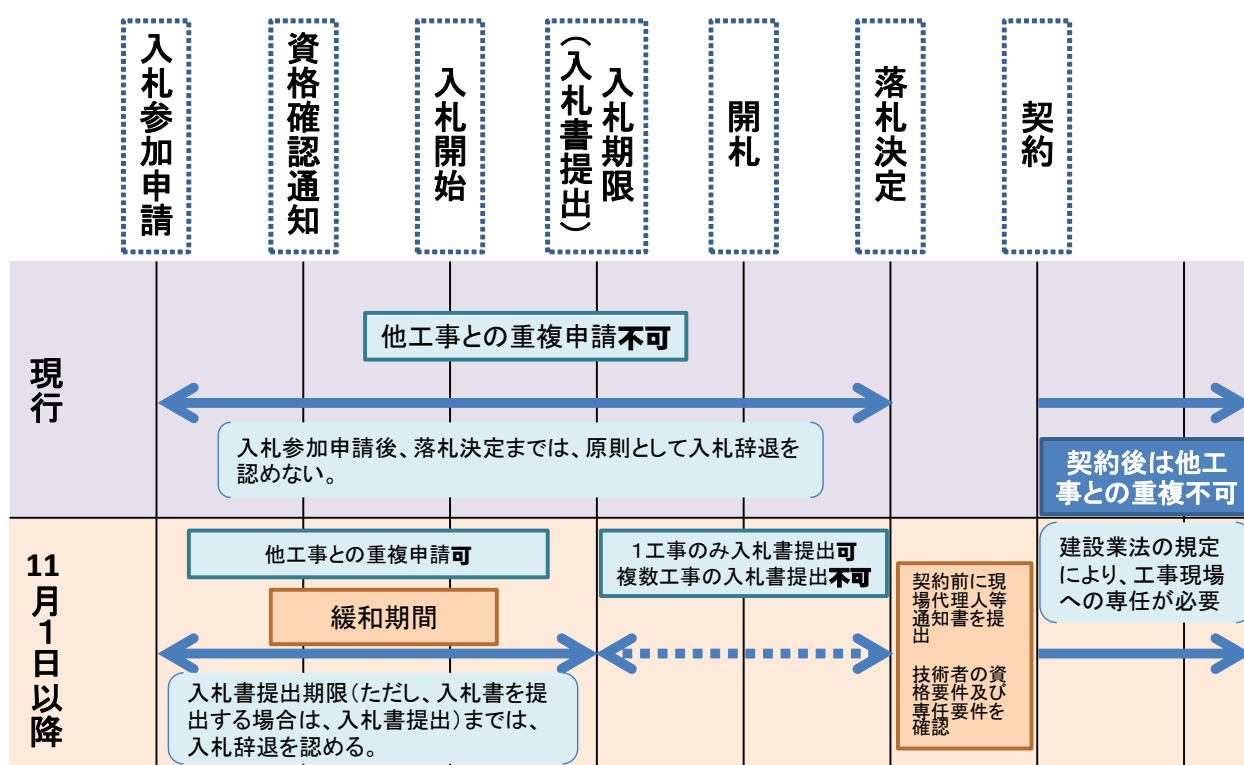
職種	H25単価	新単価	上昇率	
設計業務	主任技師	44,700円	47,000円	5.1%
	技師A	38,900円	41,000円	5.4%
	技術員	21,800円	22,600円	3.7%
測量業務	測量技師	25,700円	26,900円	4.7%
	測量助手	20,300円	21,700円	7.0%
地質業務	地質調査技師	33,700円	35,600円	5.6%
	地質調査員	20,900円	22,400円	7.2%

2 特例措置

旧単価で予定価格を算出し、入札を実施した案件についても、2月1日以降に契約するものについては、新単価で契約変更を行う。

技術者の専任を要する工事における 入札への参加制限の緩和について

京都府発注工事では、これまで、技術者の専任が必要となる2,500万円以上の工事では、入札参加申請から落札決定までの間、同一1名の配置予定技術者では複数工事の入札に重複申請できないこととしておりましたが、最近の技術者不足を踏まえ、同一1名の配置予定技術者で複数の工事の入札に参加申請できるよう入札書提出まではどの時点でも入札を辞退できるように変更します。入札の参加制限を緩和することにより、入札参加を促し公正な競争性の確保を図ります。



【重複申請する際の留意点】

- ・入札書提出まではどの時点でも入札を辞退できますが、入札書提出後は、従来どおり、入札を辞退することはできません。入札書提出から落札決定までの期間が重複する複数の工事に重複申請する場合、入札書を提出する工事以外の工事については、必ず入札書提出前に電子入札システムにより、入札を辞退して下さい。
- ・誤って複数の工事を同一1名の配置予定技術者で落札した場合、建設業法の規定により、契約を締結できません。また、配置技術者の変更は一切認められません。
- ・落札決定後、契約前に現場代理人等通知書を提出いただき、配置技術者の資格等を確認します。この時点で、配置技術者の他工事との重複や資格がないことが判明した場合、契約を締結せず、違約金の徴収や指名停止等の措置を行うことがありますので、十分御留意下さい。

専任の主任技術者による兼任が認められる例

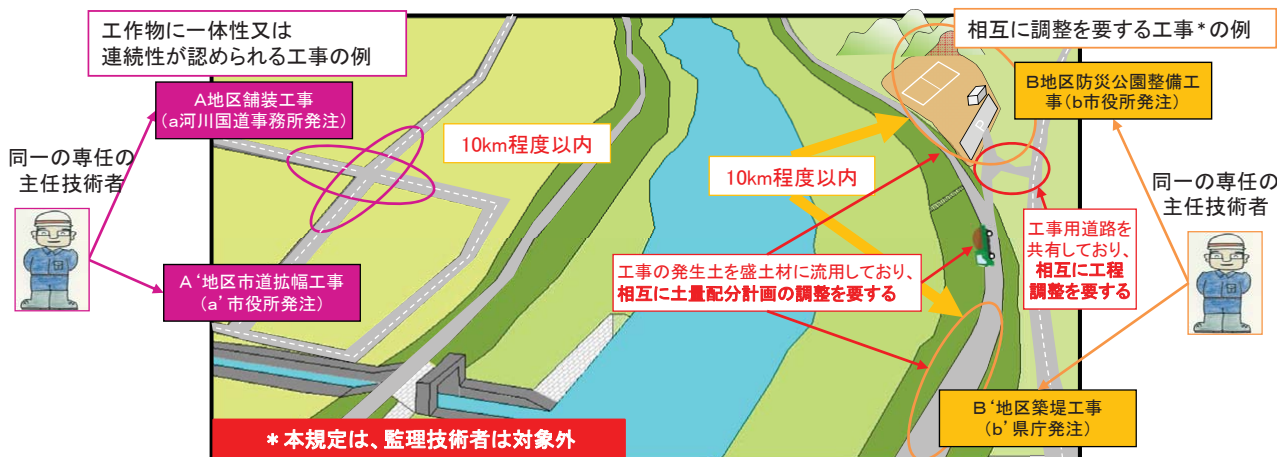
(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

当面の取扱

- (1) ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は**施工にあたり相互に調整を要する工事**であって、
②工事現場の相互の間隔が**10km程度**の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。
- (2) 同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

●専任の主任技術者による兼任が認められる例



国土交通省作成資料抜粋

* 相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの
* 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの

現場代理人及び技術者の兼任条件

技 術 者	主任技術者				監理技術者
	技術者非専任工事のみ		技術者専任工事を含む		
専 任	技術者非専任工事のみ		技術者専任工事を含む		専任
条 件	土木事務所管内 (※1)	左記以外	近接関連工事 (※2)	左記以外	全て
技 術 者 兼 任	可 (非専任)		可	不可	不可
現場代理人の兼任	可	不可	可	不可	不可

(※1) 当初請負金額の合計が2,500万円(建築一式工事は5,000万円)未満の工事

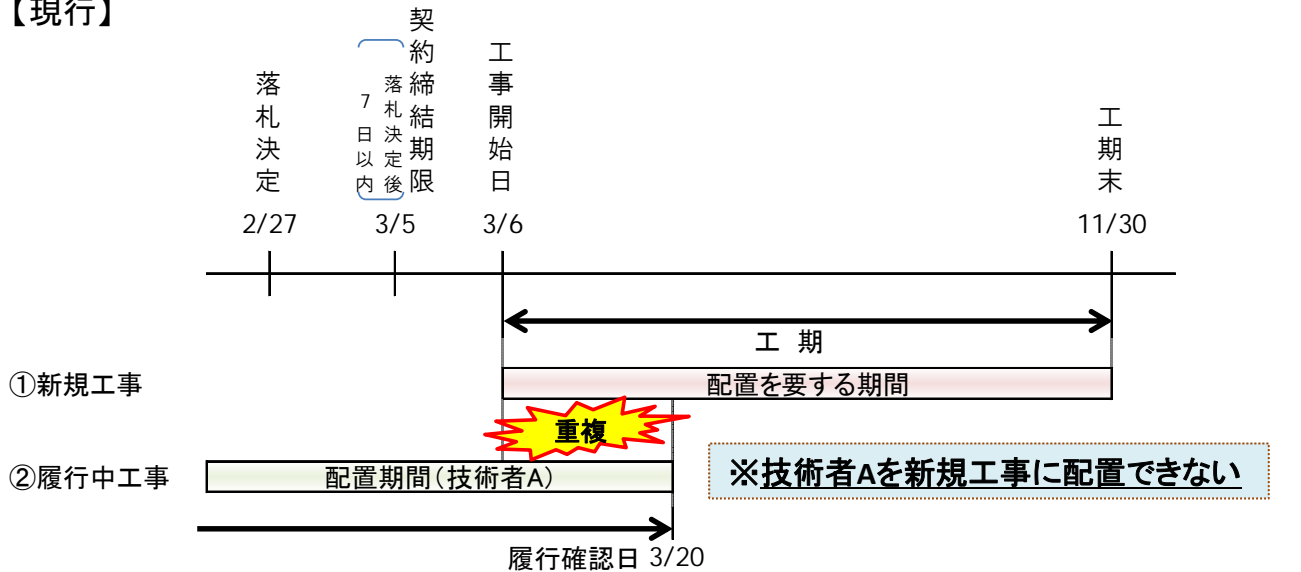
(※2) 近接関連工事: 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が**10km程度**の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事

現場代理人が兼任する場合の共通条件

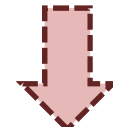
件 数	2件まで
発 注 者	京都府又は国、地方公共団体等の発注工事に限る。 (ただし、京都府と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。)
連 絡 員	兼任する府の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。 (連絡員は、元請業者の社員の他一次下請負業者の社員でも可能としますが、ガードマン、一次以外の下請負業者の社員等は連絡員にはなれません。)
所 在	兼任するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。

年度末発注工事の入札不調対策について 【フレックス工期導入による技術者等配置の緩和】

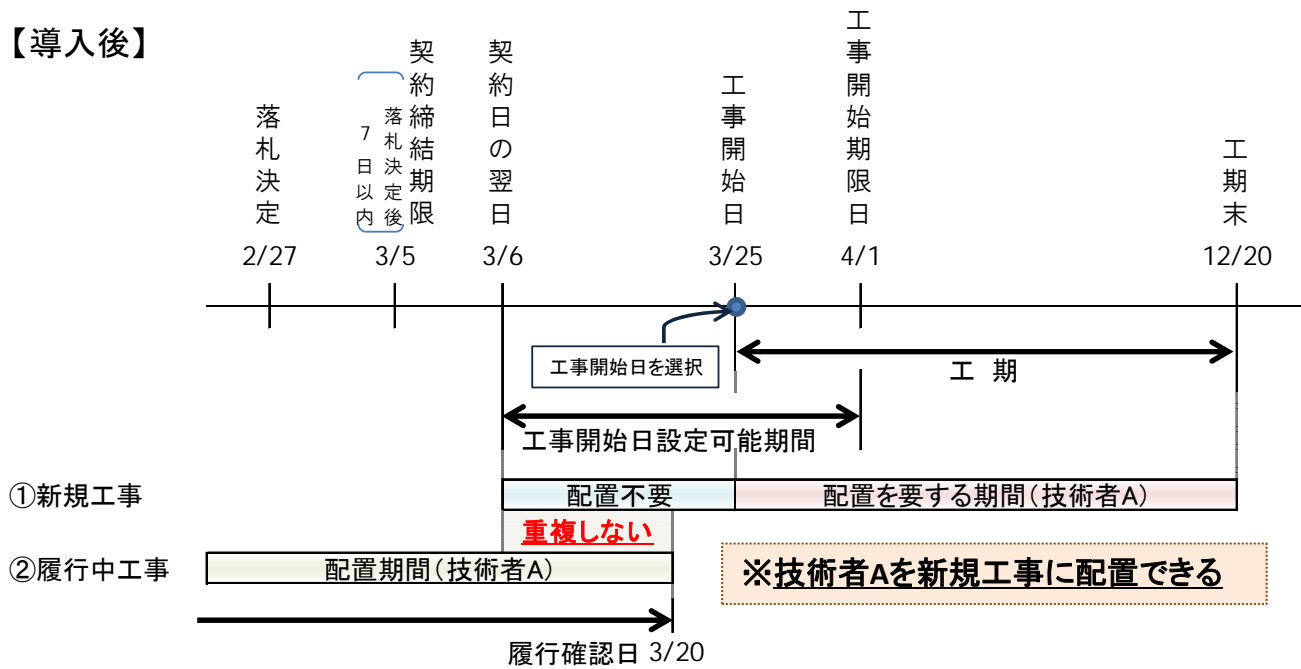
【現行】



年度末発注工事において、技術者不足による入札不調が懸念される。



【導入後】



フレックス工期の導入

- ・受注者が一定期間内で工事開始日を選択することができます。
- ・工事開始日までは、技術者の配置が不要となります。
- ・技術者等配置に支障がなければ、契約日の翌日を工事開始日とすることができます。

◎社会保険未加入対策について◎

○平成25年7月1日以降、社会保険未加入の建設業者は、入札に参加できません。

《内容》

・平成24年5月1日に公布された、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の改正に伴い、京都府においても社会保険の未加入対策を行っているところです。

今後さらなる対策として、競争入札に参加する者※¹に必要な資格として、社会保険への加入※²が必要となります。

なお、一般競争入札においては、確認申請書等を提出する時点での加入の有無について確認※³をおこないます。

・適用予定日：平成25年7月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用

※1 共同企業体にあつては、構成員の全て。

※2 健康保険および厚生年金保険ならびに雇用保険の全て。ただし法令の規定により適用を除外されている者を除く。

※3 経営事項審査記載事項等により確認。

地域維持業務（小修繕工事及び除雪等業務委託）の評価制度の導入について

地域の道路・河川等の緊急的な修繕工事、冬季の除雪及び災害時の初期対応などの業務は、地域の安心・安全を確保する上で重要です。

こうした地域維持業務を担っていただく優良な企業が、適切に評価される仕組みを導入し、安定して地域に貢献できる環境を確保します。

内 容

1 小修繕・除雪等について適切な評価を実施

(1) 小修繕工事等成績評定要領の策定

地域維持業務(小修繕工事及び除雪等業務委託)について成績評定要領を策定し、成績評定を実施する。

2 地域の安心・安全を担う企業を評価

(1) 成績結果を格付に反映

工事種別の等級区分基準(いわゆる格付)の工事成績に関する主観点について、小修繕工事等についても平均点算出の対象とする。

(2) 成績優秀者へ土木事務所長表彰を授与

成績が特に優秀な者(評定点80点以上)へ表彰を授与する。

3 総合評価競争入札での加点

(1) 土木事務所長表彰を加点対象とする総合評価の実施

総合評価競争入札において、新たに創設する地域維持業務(小修繕工事又は除雪等業務委託)を対象とする表彰制度の受賞者に加算点を付与する。

(平成25年7月1日に入札公告するものから適用)

地域活性型総合評価方式の適用範囲拡大について

技術やノウハウといった価格以外の要素を含めて評価する総合評価競争入札のうち、施工計画にかかる技術提案を求めない簡易なタイプである「地域活性型」総合評価方式の適用範囲を拡大する。

■ 拡大の対象とする工種及び時期

○ほ装工事(1,000万円以上)

H25.9.1～

○建築一式工事(7,500万円以上)、電気工事・管工事(4,500万円以上)

H26.1.20～

拡大前	←1,000万	←4,500万	←7,500万
土木一式	地域活性型		
		技術重視型	
ほ装	地域活性型		
		技術重視型	
建築一式	地域活性型		技術重視型
		技術重視型	
電気	地域活性型		
		技術重視型	
管	地域活性型		
		技術重視型	



拡大後	←1,000万	←4,500万	←7,500万
土木一式	地域活性型		
		技術重視型	
ほ装	地域活性型		
		技術重視型	
建築一式	地域活性型		
		技術重視型	
電気	地域活性型		
		技術重視型	
管	地域活性型		
		技術重視型	

【地域活性型】: 施工計画にかかる技術提案を求めない

【技術重視型】: 施工計画にかかる簡易な技術提案を求める

※その他、高度な技術提案を求める【標準型】があるが、
大規模案件等を対象としており、金額要件は定めていない